

食料・農業・農村政策審議会
平成30年度 第1回果樹・有機部会

関係者ヒアリング 御出席者

1. 魚住農園 魚住 道郎 氏

(補足説明)

日本有機農業研究会 久保田 裕子 氏

2. 有限会社アグリ山崎
代表取締役 山崎 正志 氏

(以上)

日本有機農業研究会は1971年に、「環境破壊を伴わずに地力を維持培養しつつ、健康的で質の良い食物を生産する農業を探求し、その確立・普及を図る」ことなどを目的として、将来に希望のもてる永続的な「あるべき農業」をめざして結成された。農と食のつながりを大事にし、生産者・消費者が共に支え合い、協力して食べものをつくり・はこび・たべる「提携」（生産者・消費者の提携、産消提携）を基軸に、協同組合・医療・教育・消費者・環境・協同組合・漁業など様々な分野の人々の参加を得て活動を続け、今日に至っている。

1971年は、レイチェル・カーソンが『沈黙の春』で警告したDDTが禁止された年だが、その後も農薬は使われ続け、1990年代にはコルボーンらの『奪われし未来』でごく微量でも農薬などが“環境ホルモン”として自然界の生物（ヒト含む）に害を及ぼすことも指摘された。神経毒性をもつ有機リン系、ネオニコチノイド系農薬が現在も大量に使われている。農薬以外の要因もあるとはいえ、そうしたなかで、がんは2人に一人がかかり、発達障害の子どもが増え、精子の異常（奇形・数の減少）や不妊も増えている。問題はいっそう深刻度を増し、危機的状況にある。

次世代に健全な未来を残すために、農薬を含む化学合成物質の使用規制の強化と同時に、有機農業のいっそうの普及拡大が喫緊の課題となっている。第2期有機農業推進基本方針では、有機農業の拡大を図り「1%」をめざすとしたが、この危機の現況をみれば、1%程度ではとうてい追いつかない。危機意識を広く国民で共有し、総合的な推進策が求められる。

1 子ども（保育園、幼稚園、小中学校など）の給食、青少年（高校、大学）の学校食堂などへの有機食材の提供を保障していく

- 地域内、園内・学校内に有機圃場を設置し、給食に供給するしくみを整備
- 地域・国内から有機食材を優先的に供給
- 保育園・幼稚園・学校などの教育ファーム（有機）を整備し、食農教育を推進

2 有機農業は、“身の丈”に合った家族農業を基軸に据えてきた。これは、地域に根ざし、地域の自然環境と共生、自然循環の増進、多品目栽培・有畜などによる生物多様性を発揮し、教育・景観保護や共同体維持など多面的機能をよりよく発揮する農業である。このような有機農業を増進すべき。

- 有機農業は、小規模農業・家族農業農家が専業で経営を可能にする有力な農業であると積極的に位置付ける
- 中山間農業において、持続可能な有力な農業であると位置付ける

→小規模農家を支えるしくみとして、「産消提携」（生産者と消費者がじかに継続的に取引）は、消費者との相互理解・交流が効果的であり、有機農業を持続可能なものにしていく有効な「生産-流通-消費のしくみ（フードシステム）」であると位置付ける
→小規模農家を支えるしくみとして、より積極的に「産消提携」「C S A（地域支援型農業素／Community Supported Agriculture）」（※産消提携を英語で言うとC S A、ただ、日本では、アメリカC S A由来の考え方の取り組みがC S Aと呼ばれている）のしくみや考え方、取り組み事例などを紹介し広めていく

3 新規就農希望者の3割が有機農業での就農を希望しており、有機農業への強い期待がある。有機農業の拡大のためには、そうした有機農業への就農希望者・転換希望者に対する支援策を充実する必要があるのみならず、優良な農地を優先して利用できる施策が必要である。

→教育過程、教育機関において、「有機農業」教育を採り入れ、充実させること

→農業普及員への有機農業研修をより体系的に、かつ頻繁に行い、地域の農業普及から有機農業を増やしていけるようにすること

→新規就農者向けの有機農業教育機関を民間農家研修なども含めて充実させていくこと。たとえば、「有機農業者養成所」「有機農業就農コース」「有機農業コース」「有機農業学校」「有機農学部」など

4 3のためにも、有機農業を総合的に研究し、さらに普及啓発、相談対応などをする任務をもたせた「総合有機農業推進研究所」を設立すること

→これは都道府県段階、市町村段階でも設置が望まれる

→同研究所は、実行レベル（1～6 ha）の総合的な有機農場を有し、それ自体が有機農業展示圃場ともなり、また、6の有機農業に適した品種開発や季候変動に強い新品種開発、併せて地域の在来種の保存・継承にも資するものが望まれる

5 有機種苗の普及と有機農業に適した優良な有機種苗の開発への取組みが遅れている。このままでは、EUその他の諸国から大きく立ち後れ、取り返しのつかない状況になってしまう。次の施策が必須

→有機農家の自家採種の促進、種苗交換会の普及・充実等、有機農家が有機農業に適した優良な有機種苗を自ら保全し、利用することができるよう施策を講じるとともに、有機農業団体のそうした取組みを支援する必要がある

→猛暑等の異常な気候変動が続いており、こうした気候変動に強い新品種の有機種苗の開発が必要である

6 有機 J A S 認証の取得者だけでなく、非取得有機農業者が3分の2を占める現状が明らかになり、非取得者も含めて有機農業を推進することが確認されたが、表示に関する改善策の具体策は不十分であった。

→ J A S 法の規制対象とならない、「情報提供」として、たとえば「有機農業で育てた」「有機栽培の畑でとれた」「有機稲作でつくったお米」などのような、「有機」表現はあるが、J A S 規制対象の「有機農産物」「有機〇〇」とは区別して、実質的に有機農業を行っている農家が堂々と「有機農業」を語れるような状態にすべき

→ 地域において信頼もてる有機農家が、有機 J A S 認証を取得していなくても、気兼ねなく「有機農業の農家」「有機農業でつくっている」ことを情報提供していくことにより、「有機農業」を消費者にとってもより身近なものとして広げることにつながる

※文末に、J A S 法による規制範囲と情報提供について、Q & A より抜粋

→ 世界では、有機 J A S 認証のような厳格な第三者認証のみならず、有機農業の拡大の方策として IFOAM（国際有機農業運動連盟）が PGS（参加型保証システム）の普及を提唱し、それを国レベルの保証制度として法制度化している諸国も現れ、日本でも IFOAM が認定した PGS を実施するところも出てきており、こうした動きに迅速に対応していく必要がある。

7 G A P 制度は化学合成農薬・化学肥料等の使用を容認するものであり、それをもって「良い農業」と公認するのは、農薬等の削減が喫緊の課題であるとの認識からは逆行である。有機農業の普及拡大にこそ、そうした力を傾注すべき

8 有機農業の拡大には、EU では環境支払が大きく寄与したことが指摘されている。しかし、日本の環境支払といえる環境保全型農業直接支払は、有機農業圃場への交付単価が減農薬・減化学肥料の農法と同じ単価の取扱いとなっている等、EU とは制度的に大きく異なり、有機農業に不利な取扱いになっている。その上、最近では、グループ申請や G A P の講習受講の義務づけといった有機農家には利用しづらい制度となってきた。

→ 「有機農業」を積極的に位置付け、有機農業を有利にすべき

9 有機農業を地域に面的に拡大するのに「有機農業モデルタウン事業」や「有機農業総合支援事業」は、効果的であったと有機農業側で評価されている。地域段階において、都市住民も巻き込み、地域で「有機のふる里づくり」を行う総合的な予算施策が必要である。

以上

※JAS 法による規制範囲と情報提供についてのQ & Aより抜粋

『有機農産物及び有機加工食品のJAS規格のQ & A』（農林水産省 食料産業局 食品製造課）の「VI 表示」の節には、次が掲載されている。これは、JAS 法における規制対象の範囲と規制の対象とならない「情報提供」の範囲を具体的に例示したものである。（下線は引用者による）

VI 表示

（問 24－8）日本農林規格に基づいて栽培した農産物を産消提携により販売したいと思いますが、有機農産物の認定生産行程管理者にならないければなりませんか。

（答）産消提携を行っている場合であっても生産した農産物に「有機」の表示を行い販売する場合は有機農産物の認定生産行程管理者になる必要があります。産消提携は、生産者と消費者の特別な信頼関係に基づいて行われている販売形態であり、商品の購入前・購入時に生産に関する幅広い情報の開示と交換が行われていると考えられます。このような場合は、既に商品（農産物）の生産に関する状況（有機農産物の日本農林規格に基づいて生産されたものであること等）について幅広い情報の開示が行われており、商品に対して「有機」と表示することができなくても特段の支障はないと考えています。なお、商品及びその包装、容器、送り状以外のもの、すなわち商品を説明するパンフレット、注文書等については規制の対象になりません。

1 規制の対象となる表示

- (1) 指定農林物資に貼付された有機表示のシール
- (2) 指定農林物資を入れた容器、包装若しくは送り状（商品に併せて発給される納品書・仕切り書等のことをいう。以下同じ。）に付された有機表示

- (3) 陳列された指定農林物資について有機である旨を指し示す立て札の有機表示

2 規制の対象とならない情報提供

- (1) 新聞、雑誌、インターネット等の媒体における有機農産物を取り扱っている等の説明文（指定農林物資の写真やイラストを掲げそれが有機である旨を説明しているものを含む）
- (2) チラシ、パンフレット、ニュースレター及び看板における上記と同様の記載
- (3) 次週供給される物品の注文案内チラシにおいてどれが有機かを示す記載（写真やイラストを含む）
- (4) 注文書上においてどれが有機かを示す記載
- (5) 顧客が選択した後に、配送される野菜ボックスに入れられたニュースレター等であって、どれが有機野菜であるかが分かるよう説明した文書